

川崎市再犯防止推進会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市再犯防止推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、再犯防止事業の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 本市における再犯防止の取組に関すること
- (2) 本市における再犯防止に係るネットワークづくりに関すること
- (3) 川崎市再犯防止推進計画に関すること
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関職員
- (3) 関係団体代表者
- (4) その他、市長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、必要に応じて開催することとする。

(関係者の出席)

第5条 市長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局地域包括ケア推進室において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。